

議案第 3 号

専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）
の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を緊急に改正する必要が生じ専決処分したので、その承認を求めるものです。

白井市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

白井市長 笠 井 喜 久 雄

白井市条例第 1 9 号

白井市都市計画税条例の一部を改正する条例

白井市都市計画税条例（昭和 5 4 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白井市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 号資料

○白井市都市計画税条例（昭和 5 4 年条例第 2 2 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) 附 則 (略) 1 4 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 (略)	(略) 附 則 (略) 1 4 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 (略)